

本計画では、各用語を下記のとおり使い分けて記載しています。

○ **社会福祉協議会（社協）**

一般的な区市町村または都道府県の社会福祉協議会をさします。

○ **新宿区社会福祉協議会（新宿社協）**

本計画を実行する本会をさします。

○ **新宿区民（区民）**

新宿区自治基本条例第2条第1項では、「区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体」としています。

本計画で使用している「新宿区民（区民）」は、これと同義で用いています。

○ **地域住民（住民）**

地方自治法第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」としています。

本計画で使用している「地域住民（住民）」は、日常生活圏域（小地域）の中において、さまざまな生活課題を有していたり、地域課題の解決の担い手となるなど、当事者性をもつ新宿区民（区民）をさします。



# 計画策定の背景

## 第3次経営計画をふりかえって

第3次経営計画は、基本理念である「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現を目指し、「つなぐ・育む社協へ」をキーワードとして、地域のさまざまな活動主体との連携を強化するための専門性とコーディネート力を発揮することを基本に事業を展開しました。

また、個々の事業については、単年度ごとに内部評価を実施し、翌年度以降の取り組みの改善に役立てるとともに、計画の3年次目である2016（平成28）年度には中間の見直しを行い、事業をすすめてきました。

### （1）経営方針1 住民主体の支えあいのしくみづくり

経営方針1「住民主体の支えあいのしくみづくり」を目指して、行動指針を「住民主体の支えあい活動を総合的に支援し推進します」とし、7つの施策をすすめてきました。

1つ目に、個別支援から地域活動支援まで切れ目なく、質の高いコミュニティワークを実践することにより、総合的支援の向上を図りました。暮らしの総合相談の相談内容は、障害、子育て支援、高齢者と多岐の分野にわたり、個別支援、地域活動支援を行う地区担当職員が情報共有を図り、新宿社協各事業での対応や専門機関との連携により、よりよい対応方法につなぐことができました。

2つ目に、東分室開設に伴い、介護保険制度の基盤整備圏域に合わせて、東（四谷・笹笥町・榎町）、中央（若松町・大久保・戸塚）、西（落合第一・落合第二・柏木・角筈）の3圏域に分け、柏木・角筈地区は合わせて1地区とした9地区制に再編しました。6つの地区ボランティア・地域活動サポートコーナー（以下、「ボランティアコーナー」）を配置し、地域に密着した支えあい活動の支援をすすめました。ボランティアコーナーを含め、圏域ごとに地域情報の共有と、個別支援や地域活動支援を行いました。また、ボランティアコーナーでは、身近な地域活動支援拠点として、地域密着の情報提供などを行うことで相談件数も増加し、6か所のボランティアコーナーの役割を高めることができました。

3つ目に、「住民主体の支えあいのしくみづくり」の具現化に向け、支えあい活動の協力者などの地域で「つなぐ」役割を担う住民を増やしていくために、小地域ごとのコミュニティネットワーク支援を行いました。具体的には、地域コーディネーター講座※修了者やボランティア活動者が主体となる活動立ち上げの支援やその後の運営支援に継続的に関わることで、担い手のすそ野を広げることができました。また、町会・自治会の会合に出向き、地域での支えあい活動の周知に取り組み始めたことにより、地域住民が支えあい活動について理解を深めていただく機会となりました。

※第4次経営計画における地域活動者実践講座

## (2) 経営方針2 自分らしく暮らし続けるための 地域ぐるみでの支援

経営方針2「自分らしく暮らし続けるための地域ぐるみでの支援」を目指して、行動指針を「地域の理解によりきめ細かに生活と権利を守ります」とし、2つの施策をすすめてきました。

1つ目には「成年後見制度利用推進事業と地域福祉権利擁護事業の一体的推進」を掲げました。判断能力が不十分な方の相談を両事業で受け止め、対象者にとって適切な事業を見極めたり、必要に応じて移行したりと、受けた相談を切れ目なく、その方の生活が整うようきめ細かな支援を行うことができました。

また2014（平成26）年度より開始した市民後見人養成事業では、養成の過程で地域福祉権利擁護事業の生活支援員としても活動するなど、地域住民の参加による判断能力が不十分な方への支援体制の構築が少しずつすすみました。

判断能力が不十分な方の支援は、成年後見制度利用推進事業及び地域福祉権利擁護事業だけでできることは限られており、ほぼ全てにおいて関係機関との連携を図り、時には新たな関係機関につなぎ、支援を行いました。また職員を3圏域での地区担当制とし、外部関係者及び新宿社協内各課との連携を強化することができました。

2018（平成30）年度からは、法人後見事業を開始し、個人の後見人では受任が難しい事案を法人の安定性、継続性、信頼性を活かして受け止めるとともに、地域福祉権利擁護事業の利用者が成年後見制度が必要となった場合に、引き続き新宿社協が支援する体制を整えました。市民後見人を目指す方の活動も、法人後見の協力員としての活動も選択できることとなり、活動の幅が広がっています。

2つ目の「低所得者世帯等への支援」では、2015（平成27）年度に施行された生活困窮者自立支援制度の普及に伴い、相談件数が増加しました。貸付支援だけでは解決できない複合的生活課題を抱える相談者に、「だれもが、社会から必要とされている」という実感を得てもらえるよう、生活困窮者自立支援機関などと連携して、総合的な生活支援を行うことができました。

また、それぞれの家庭の状況が見えづらい借受世帯などに対し、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員と連携して相談援助を継続的行ったことで、新たな生活課題の早期発見や相談者との信頼関係が深まることにつながり、世帯の生活の安定に寄与する事例が増えてきました。

さらに、小地域展開を一層すすめていく中で、暮らしの総合相談などでの事例を共有し、関係専門機関などとの連携につなげることができました。このことを活かして、貸付相談から総合的・継続的な生活支援への道筋をつくることができました。

### (3) 経営方針3 地域福祉を支える基盤の強化

経営方針3「地域福祉を支える基盤の強化」を目指して、行動指針は「自律に基づく組織の推進体制を強化します」とし、3つの施策をすすめてきました。

1つ目の「社協の組織運営」では、特に、理事会の補助機関である社協部会と推進部会について、そのあり方や役割の明確化を図りました。社協部会では、関係者間のネットワークの構築をすすめ、新宿社協として取り組むべき課題の把握を行い、推進部会では、第3次経営計画の進捗確認や中間の見直しを行ったほか、4年次目から第4次経営計画の策定に向けた検討を行いました。

また、2016、2017（平成28、29）年の社会福祉法の改正（以下、「改正社会福祉法」）及び法人制度改革により、理事会・評議員会それぞれの位置づけや理事・監事・評議員の選任方法、決議事項などが大幅に見直され、改正社会福祉法及び新たな定款に基づき適正な法人運営に努めています。この際、評議員の定数を43名から24名に減じました。

2つ目は「地域福祉を支援する活動基盤の強化」です。新宿社協の運営は、組織に必要な人件費、理事会・評議員会の関係費用は、約58%を新宿区からの補助金で、主な事業経費は、新宿区・東京都社会福祉協議会からの受託で行っています。

一方、地域活動への助成、車椅子や地域への貸出機材の購入など、新宿社協独自の事業は、会員会費、共同募金配分金、寄附金、福祉基金利息などを財源としていますが、会費会員数や共同募金額の減少傾向が続いていることから、助成金の要件見直しや繰越金などで対応せざるをえない状況となっています。

こうした状況の中での取り組みとして、2015（平成27）年度からわかりやすい会員制度に改め、会員会報誌の発行により会費の活用について広く周知したほか、共同募金運動では各戸募金の実施地域が減少傾向にあることをふまえ、街頭募金の実施地域を広げました。寄附金では、より寄附者の意向に沿うための用途指定の方法については継続検討としました。また収益事業は、飲料自動販売機（以下、「自販機」）の増設に努め、設置目標を達成しました。2017（平成29）年の改正社会福祉法を受け、新宿区内社会福祉法人連絡会の発足に向けた取りまとめを行ったほか、社会福祉法人だけでなく、多様な活動主体による連携・協働を育む関係づくりに着手しています。

3つ目の「災害対策の推進」では、消防計画、防災計画、事業継続計画（BCP）などに基づく内部訓練や、具体的な被災想定のもと運営マニュアルに基づいた災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を災害ボランティアや多くの関係者の参加を得て実施し、それぞれ運営課題の洗い出しや職員の災害対応スキルの向上を図りました。

また、災害時における協力体制づくりに向けて、新宿区災害ボランティアセンター関係団体意見交換会を継続して実施しているほか、災害ボランティアの養成をすすめました。

## (4) 第3次経営計画期間中の取り組み内容の推移

年度	月	内 容
2013 (平成25)	2	東分室開設
2014 (平成26)	4	若松町ボランティア・地域活動サポートコーナー開設 地区部会(5地区)を社協部会(9地区)に改編し、実施
	5	災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂
	6	配分推せん・配分委員会を新宿地区協力会理事会に統合
	7	3圏域ごとでのボランティア交流会を実施
	10	新宿区での市民後見人養成基礎講習[区委託事業]を開始
	3	防災計画、事業継続計画(BCP)の策定
	2015 (平成27)	4
6		会費会員制度の改正(会費年額、会員種別の変更)
9		認知症高齢者等支援ボランティア養成講座[区委託事業]を開始
4		暮らしのサポート事業とちょこっと困りごと援助サービス[区委託事業]を統合し、ちょこっと・暮らしのサポート事業を開始
2016 (平成28)	4	生活支援体制整備事業[区委託事業]を開始 子ども・子育て支援新制度による子育て支援員養成講座をもとに、ファミリーサポート事業[区委託事業]における提供会員講習会カリキュラムの見直し
	6	福祉体験用車椅子及び競技用車椅子の拡充(~2017(平成29)年度)
	7	新宿区内社会福祉法人連絡会の立ち上げ
	2	災害ボランティアセンター運営模擬訓練を実施
	3	第3次経営計画 中間の見直し
	4	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業[東社協委託事業]を開始
	6	町会・自治会などへの「ゆるやかな見守り」周知活動を開始
2017 (平成29)	7	福祉教育情報交換会(教育委員会主催教職員向け夏季集中研修と同時開催)を実施 新宿区成年後見センター[区委託事業]開設10周年記念事業を実施
	9	新宿区内社会福祉法人連絡会の正式発足 災害ボランティアセンター設置運営訓練を開始
	10	ホームページリニューアル
	11	公式SNS(Facebookページ)開設
	12	視覚・聴覚障害者交流コーナー[区委託事業]開設5周年記念事業を実施
	4	法人後見事業を開始 車椅子の貸出対象を区民以外の会費会員にも拡大
2018 (平成30)	6	新宿社協会費会員証の発行 新宿社協登録ボランティア活動調査を実施
	7	介護支援等ボランティア・ポイント事業[区委託事業]のポイント付与施設を障害者施設へも拡充
	10	会員感謝のつどいを開催
	3	災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂 第4次経営計画の策定

## 2 社協を取り巻く環境

### (1) 国などの動向

#### ① 地域包括ケアシステム、地域共生社会について

国は、高齢者を地域全体で支えるための「地域包括ケアシステム」（医療、介護、予防、生活支援サービスの切れ目ない提供で高齢者の地域生活を支援）の構築を推進してきました。これをさらに進化させ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるためのしくみとして、“高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会”である「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

#### ② 「社協・生活支援活動強化方針」

(2017.5 改定 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会)

「地域共生社会」の実現に向け、複合的で今日的な地域の課題に応えられる社協としての具体的な事業展開は、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を柱とし、その実現には、4つのアクションプラン「1 アウトリーチの徹底」、「2 相談・支援体制の強化」、「3 地域づくりのための活動基盤整備」、「4 行政とのパートナーシップ」で活動強化に取り組むとしています。

#### ③ 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(2017.12.12 厚生労働省告示第355号)

今後の福祉改革の基本的な考え方として、国は「地域共生社会の実現」を位置づけ、＜住民に身近な圏域＞で、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境整備の事業などについて、各福祉制度における相談・支援機関及び各事業が連携し実施していくとしました。社協には、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備や、バックアップ体制の構築などが期待されています。

また、＜市町村域＞では、＜住民に身近な圏域＞の地域住民の相談を包括的に受け止める場などでは、対応困難な複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題を受け止める相談体制整備の取り組みに触れ、支援関係機関がチームを編成し協働支援を行う体制づくりの中心的な機関として、社協が例示されています。

#### ④ 「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について(中間まとめ)」 (2018.3 東京都社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 地域福祉推進検討ワーキング)

多様で多彩な人材や社会資源が集まる大都市東京ならではの地域共生社会は、行政施策に偏ることなく、住民、社協、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業など、地域社会を構成する多くの関係

者が協働し、主体的に取り組むべきテーマや視点を明らかにすることが重要として  
います。また、「地域生活課題」（改正社会福祉法第4条規定より）へは、利用者の  
主体性や住民の当事者性を活かし、その力をエンパワメントする視点をもって地域  
づくりを推進する専門職の配置と育成策などについて、「東京都地域福祉支援計画  
（2018年度～2020年度）」（2018.3.29 東京都福祉保健局）に提起しています。

- ⑤ 「生活困窮者自立支援法」（2015.4.1 施行、2018.6.8 一部改正）  
「生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル  
の発出について」（2015.3.17 厚生労働省告示）  
「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策の連携について」の一部改  
正（2018.10.1 厚生労働省通知）

生活困窮者自立支援制度の実施主体である福祉事務所設置自治体及びその委託  
先となる事業所と、生活福祉資金貸付制度の実施主体である区市町村社協が、両制  
度の理解を深め、円滑な連携が図られることによって、より効果的・効率的に事業  
が機能することを目的としています。

支援の現場において、貸付対象者への各種支援と貸付後のフォローアップを連携  
して行うことで、生活困窮者の自立がより一層促進されることが期待されています。

また、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が2018（平成30）年  
10月1日から順次施行されることに伴い、関係制度や関係機関との新たな連携通  
知の発出や一部改正が行なわれ、「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策の連携  
について」の一部改正においても、社協との連携強化による取り組み推進の重要性  
が述べられています。

これらの動向を踏まえて「社協における生活困窮者自立支援の推進方策につい  
て」（2018.6.7 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）では、これまでの取り  
組み状況や課題などを整理し、今後の展開について、社協の総合力による支援の推  
進や、行政とのパートナーシップ、多様な関係機関との連携による地域づくりの推  
進などの方策が示されています。

- ⑥ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（2016.5.13 施行）  
「成年後見制度利用促進基本計画」（2017.3.24 策定）

2000（平成12）年に開始した成年後見制度について、2016（平成28）年に成年  
後見制度の利用の促進に関する法律等（以下、「法律」）が制定され、2017（平成  
29）年に成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」）が策定されるなど、  
開始後初めての大きな見直しが行われました。

法律では、成年後見制度の利用促進について基本理念を定め、基本計画ではその  
理念実現のために具現化すべきポイントを定めています。成年後見制度の利用者が  
利用のメリットを実感できるよう、ノーマライゼーションと自己決定権の尊重の理  
念に立ち返り、運用が検討されるべきであると基本計画では述べています。

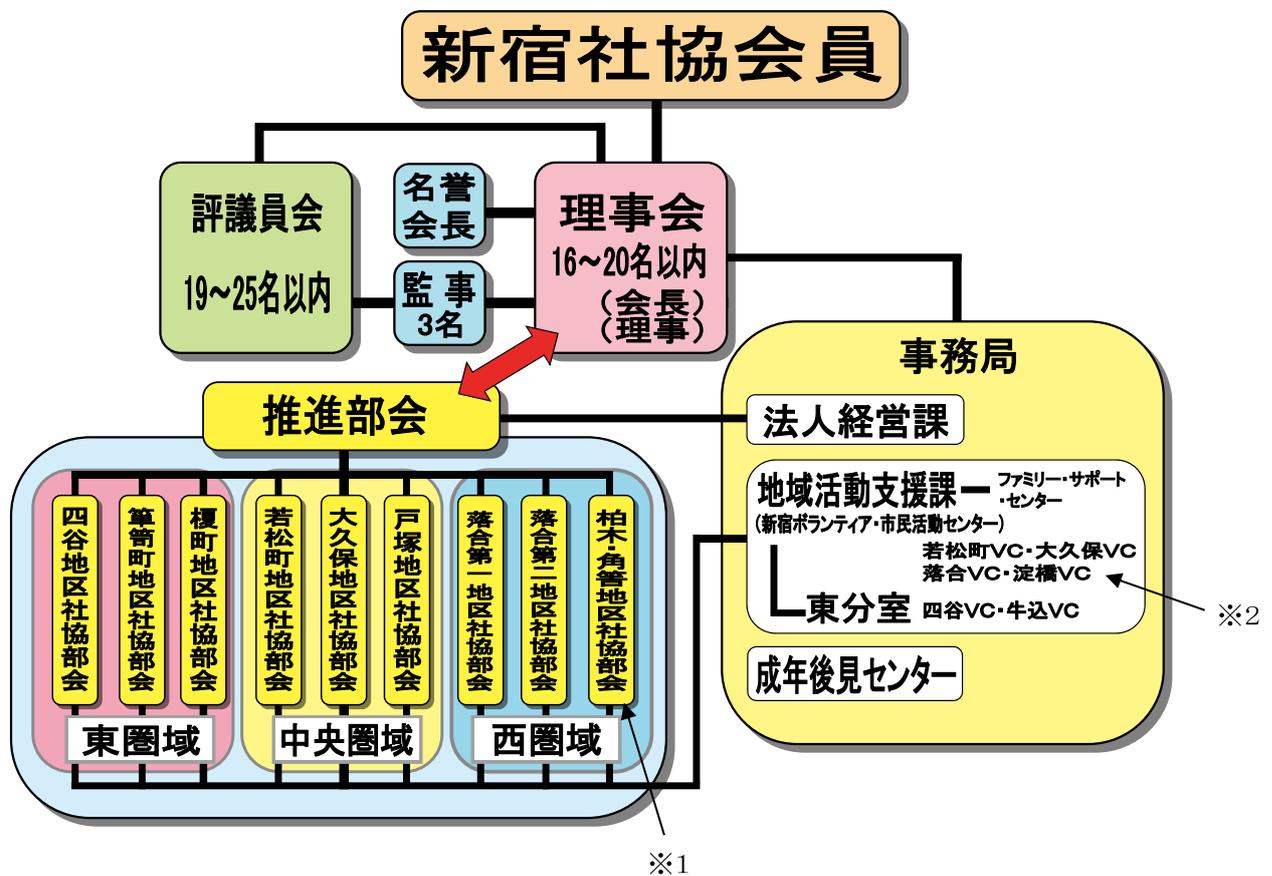
## (2) 第3次経営計画における新宿社協の状況

### ① 組織構成

区市町村社協は、社会福祉法に基づき会員組織によって成り立つ団体です。理事会・評議員会は、組織としての目標を達成するため、法人運営の基幹を担います。組織の意思決定機関として理事会を設け、また、その補助機関として特別出張所単位に設置する社協部会とその代表者や専門分野、広域分野からの参画を得て設置する推進部会とともに、事業や組織運営に必要な活動を行っています。その他、事業執行や財務状況のチェック、重要事項の決定を行うため、評議員会や監事を置いています。

改正社会福祉法により、ガバナンスの強化を図る目的で、理事会は、組織の業務執行の決定を行う機関として、評議員会は、組織運営に係る重要事項の議決機関として、また、中立的な立場から事後的に組織運営を監督するための審議を行う機関という位置づけが明確化されました。

事務局のうちボランティアコーナーは、各圏域に2か所ずつ、計6か所が特別出張所内に設置されています。また、高田馬場事務所及び東分室は、それぞれ戸塚高齢者総合相談センター及び四谷高齢者総合相談センターと同じ庁舎内で業務を行える環境となっています。



※1 柏木特別出張所地区と角筈特別出張所地区は合同で設置

※2 VC…ボランティア・地域活動サポートコーナー

## ② 自主事業に係る財源の状況

地域のニーズに応じて、新宿社協ならではの取り組みを行うための財源（自主財源）として、主に会員会費、共同募金配分金及び寄附金を活用しています。

下表は、2013（平成25）年度からの自主財源及び地域福祉推進事業の繰越金の推移を表しています。なお、2018（平成30）年度については、いずれも予算額を参考表記しています。

自主財源の額は年度によって幅がありますが、遺贈による寄附を除くと、2017（平成29）年度までの最近5年間の平均額は約2,640万円で、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度を比較して約400万円の減となっています。

この他、新宿社協が保有する福祉基金からの利息収入も自主財源となっていますが、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度を比較して119万円の減となっています。

これらの減収分などに充てられる繰越金についても、下表のとおり、対予算差額の取り崩しを毎年度行っており、2014（平成26）年度から2017（平成29）年度を比較して約1,500万円の減となっています。

なお、2013（平成25）年度からは収益事業を開始し、自販機（自動販売機型募金箱など）の設置をすすめ、2018（平成30）年4月現在で計6台を設置しています（区施設、区立公園、区内寺院など）。売上高は、2014（平成26）年度の121,965円（3台）から2017（平成29）年度の362,166円（5台）へと着実に収益を上げることができています。

